五　遺族補償一時金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一　遺族厚生年金等	○・八四
	二　遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	○・八八
六　遺族補償一時金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	一　遺族厚生年金等	○・八九
	二　遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	○・九二

附則第三条第三項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が二である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

一　傷病補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一　国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	○・七五
	二　国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	○・七五
	三　国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	○・八九
二　傷病補償年金（第一条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	一　旧船員保険法による障害年金	○・八三（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八二）
	二　旧厚生年金保険法による障害年金	○・八三（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八二）
	三　旧国民年金法による障害年金	○・九三（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九二）

三　障害補償一時金（第一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一　旧船員保険法による障害年金	○・七四
	二　旧厚生年金保険法による障害年金	○・七四
	三　旧国民年金法による障害年金	○・八九
四　障害補償年金（第一条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	一　旧船員保険法による障害年金	○・八三（第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八一、第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八二）
	二　旧厚生年金保険法による障害年金	○・八三（第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八一、第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八二）
	三　旧国民年金法による障害年金	○・九三（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・九二）
五　遺族補償一時金（第一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一　国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
	二　国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
	三　国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九〇
六　遺族補償年金（第一条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	一　国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八七
	二　国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八七
	三　国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九三